

令和3年7月30日招集

第4回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和3年度 第4回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月30日(金) 午後1時30分から午後3時40分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員 : (23名)

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|------------|
| 1. 酒井 敏行 | 2. 古城 富久 | 3. 渡邊 秀一 | 4. 坂本 孝明 |
| 5. 西尾 啓 | 6. 渡邊 実 | 7. 佐藤 洋子 | 8. 半田 充 |
| 9. 渡部 明弘 | 10. 内田 正一 | 11. 外内 豊明 | 12. 佐々木 隆正 |
| 13. 柴原 壽美雄 | 14. 佐藤 洋子 | 15. 矢渡 健一 | 16. 佐々木 尚治 |
| 17. 中川 治 | 18. 本間 隆 | 19. 池 克博 | 20. 古屋野 勝 |
| 21. 土屋 七司 | 23. 金田 勝廣 | 24. 山本 利雄 | |

4. 欠席委員 : (1名) 22. 濱田 嘉夫

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議件

1) 農地部会所掌案件

- ・ 農地法の適用を受けない事実確認願について
- ・ 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について
- ・ 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 農用地利用集積計画について (農林公社)
- ・ 農用地利用集積計画について

協議・報告事項

- ・ 農地転用事実確認願について
- ・ 農地法施行規則第29条の規定による届出について
- ・ 農地法施行規則第53条第14号の規定による届出について
- ・ 改良届の受理について
- ・ 農地法第18条の規定による通知について
- ・ 認定農業者について

2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

(3) その他・連絡事項

- ・ 各選任委員より連絡事項について
- ・ 会務報告・予定について
- ・ その他

7. 農業委員会事務局出席職員

8. 会議の概要

局長	ただいまから、令和3年度第4回定例総会を開催いたします。はじめに、山本会長からごあいさつをお願いいたします。
山本 会長	(会長 挨拶)
局長	ありがとうございました。本日の、欠席の通告について報告いたします。22番濱田委員、以上1名です。佐渡市農業委員会会議規則第6条の規定により定足数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。なお、総会の議長は、佐渡市農業委員会会議規則第4条の規定により、山本会長からお願いいたします。
議長	ただいまから、令和3年度第4回佐渡市農業委員会定例総会を開催します。日程第1、議事録署名委員の選任についてお諮りいたします。議事録署名委員については議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議ありませんので、議事録署名委員に5番西尾委員、21番土屋委員を指名いたします。日程第2、議事に入ります。農地部会所掌案件の審議をおこないます。7月20日に開催された農地部会審議について、佐々木農地部会長から概要報告をお願いします。
佐々木 部会長	7月分の農地部会を20日に開催し、部会案件を予備審査いたしました。その結果、事務局より提出された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。また現地確認については各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員に調査依頼いたしました。以上です。
議長	ありがとうございました。最初に、農地法の適用を受けない事実確認願についてを議題といたします。事務局から一括して説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議長	次に、議案第1号より順に、各担当委員の審査報告を求めます。
1 酒井 敏行	議案番号1について、7月27日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
4 坂本 孝明	議案番号2について、10月27日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。

2 3 金田 勝廣	議案番号3、4について、5月26日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
2 1 土屋 七司	議案番号5、6について、6月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
1 1 外内 豊明	議案番号7について、9月24日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
1 5 矢渡 健一	議案番号8について、6月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので承認とし、証明書を発行することといたします。次に、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から一括して説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	次に、議案第1号より順に、各担当委員の審査報告を求めます。
4 坂本 孝明	議案番号1について、10月27日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしています。
5 西尾 啓	議案番号2、3、4について、7月28日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしています。
1 3 柴原壽美雄	議案番号5について、7月28日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしています。
1 5 矢渡 健一	議案番号6について、4月27日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしています。
1 8 本間 隆	議案番号7について、7月26日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしています。

20 古屋野 勝	議案番号8について、7月27日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしています。
8 半田 充	議案番号9、10、11について、6月23日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしています。
議 長	ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので、許可と決定し、許可書を発行することといたします。次に、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定についてを議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	次に、担当委員の審査報告を求めます。
19 池 克博	No.141、142について、3月25日に現地を確認しました。1a設定の基準を満たしておりましたのでご審議の程、よろしく願います。
議 長	ただいまの事務局の説明及び担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので認定することといたします。次に、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	次に、各担当委員の審査報告を求めます。
1 酒井 敏行	議案番号1について、7月27日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていましたのでご審議をお願いします。
23 金田 勝廣	議案番号2、3、4について、7月26日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていましたのでご審議をお願いします。
5 西尾 啓	議案番号5について、7月28日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていましたのでご審議をお願いします。

1 2 佐々木隆正	議案番号6、7について、7月28日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていただきましたのでご審議をお願いします。
議 長	ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告についてご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので承認といたします。次に、農用地利用集積計画について（農林公社分）を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	次に、各担当委員の審査報告を求めます。
2 3 金田 勝廣	議案番号1について、現地調査を行いました。基準も満たしており、問題ありませんのでご審議の程、よろしく願います。
6 渡邊 実	議案番号2、3、4、5について、現地調査を行いました。基準も満たしており、問題ありませんのでご審議の程、よろしく願います。
議 長	議案第6号から第14号については、前回報告済みのため審査報告は省略いたします。ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので、原案のとおり決定といたします。次に、別冊①の基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	それでは、審議に移ります。相対による議案第1号から第15号について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので、原案のとおり決定といたします。つづきまして、協議・報告事項に移ります。まず、農地転用事実確認願いについて事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

	(意見、質問なし)
議 長	ありませんので承認といたします。次に農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出についてを事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議 長	ありませんので受理することといたします。次に、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定による届出についてを事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議 長	ありませんので受理することといたします。次に、農地改良届の受理について事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議 長	ありませんので受理することといたします。次に農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議 長	ありませんので受理することといたします。次に認定農業者について事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

	(意見、質問なし)
議長	ありませんので受理することといたします。以上を持ちまして農地部会所掌案件の審議は終了いたしました。次に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。本案件は、佐渡市の基本的な構想の変更にあたり、農業委員会としての意見を求められているものであります。内容は各委員に事前配布しておりますが、本日、担当課が説明に見えておりますので、担当者の方から説明をお願いいたします。
農業政策課	(農業政策課担当者 説明)
議長	ありがとうございました。次に、事務局から、事前配布した本案件についての意見の提出状況について報告願います。
事務局	(事務局 報告)
議長	今ほど報告のあった意見を農業委員会の意見として、担当課に提出することについて、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。なお、先ほどの担当課からの説明を受け、改めてご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	異議なしと認めます。日程第3、その他・連絡事項に移ります。
	(1) 各選任委員より連絡事項について (2) 会務報告・会務予定について (3) その他
議長	以上を持ちまして本日の日程は全て終了いたします。ご協力、大変ありがとうございました。
	(会長は議長を退任)
局長	委員の皆様には、慎重審議をいただきありがとうございました。それでは、閉会のあいさつを金田職務代理者からお願いいたします。
金田会長職務代理者	(閉会のあいさつ)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 2 4 番 山本 利雄

署名委員 5 番 西尾 啓

署名委員 2 1 番 土屋 七司